

(1) 罷業決行ノ場合ハ極力出勤防止ニ最善ノ方法ヲ講スルコト

(2) 免許証ハ保管スルコト

(3) 危険分子ハ監視スルコト

(4) 個人行動ハ絶対禁止セシムルコトモムヲ得サル事故ノ場合ハ監視人ヲ防ケルコト

(5) 電氣局ハ障害者ヲ個人ノニ押付ケルカモシレヌノヲソウ云フ場合ハ絶対個人行動ヲ避クルコト其他状態ニ應ジ適當ノ準備スルコト

以上準備シテ次ノ指令ヲ待テ

東交首脳部

各上本部

二日本交通従業員組合ノ動靜

幹部宮井、伊谷、濱田外二名ハ九月二日午後一時頃ヨリ、電

氣局長 市會各派幹事及東京市長ヲ訪問別記授意書ヲ提出シ

今回ノ整理案ノ餘リニ危大ナルニ全従業員ハ以テ茫然タルノ

ミナラス直チニ争議ニ入ルヘキ準備ヲ整ヘツ、アル

目下ノ國家非常時ニ際シ眞ニ電氣局ノ更生ヲ目睹スルナラハ

宣戦ノ年和ノ裡ニ解決ヲ見ルコトニ努力セヌハナラヌト思フ

コノ極旨ニ依リ本提議書ヲ呈出スル次第ヲアルト附言シ、電

氣局長ヨリ、本日午後四時回答スル旨ヲ受テ退去セリ

尚本組合幹部等ハ各職場ニ對シ何各ノ指令アル迄輕率音動

セサル様電話ヲ以テ通告セリ

三、各職場ノ狀勢

(1) 東交青南支那情勢

午後一時三十分左ノ支那指令ヲ發行セリ

指 令

一、斗争委員會ノ決定ヲ實踐ニ依リテ意志表示セヨ